

坂城町住宅リフォーム補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の住環境の向上に資することを目的として、住宅の所有者が行う町内の施工者による住宅リフォーム工事又はブロック塀等の撤去に要した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、[補助金等交付規則\(昭和51年規則第4号。以下「規則」という。\)](#)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 町内に存する個人所有の建築物で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 現に本人又はその家族の居住の用に供するもの

イ 店舗、事務所、賃貸住宅その他の事業の用に供する部分と居住の用に供する部分が併存する併用住宅のうち本人又はその家族の居住の用に供する部分

ウ その他町長の認めたもの

(2) 住宅リフォーム工事 住宅の機能維持又は機能向上のために行う修繕、補修、模様替え、改築、増築、設備改善等の工事をいう。

(3) ブロック塀等 コンクリートブロック造、コンクリート造、石造等の塀、組積造の塀その他これらに類する塀をいい、建築基準法施行令(昭和25年政令338号)第61条又は第62条の8の基準を満たすもの(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第3条第2項の規定により令第61条又は第62条の8の規定の適用を受けないものを含む。)をいう。

(4) 施工者 町内に本社を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主で住宅リフォーム工事及び建築、解体工事を業として行うものをいう。

(交付対象者及び交付条件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。

(1) 住宅の所有者で、町内に住所を有するもの

(2) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、法第42条第1項第2号に規定する道路又は小学校等の通学路に指定された道路に接して設けられた高さ60センチメートル以上のブロック塀等を所有する者

(3) その他町長が必要と認める者

2 補助金の交付の条件は、町税等の滞納がないこととする。

(住宅リフォーム工事に係る補助対象経費及び補助率)

第4条 住宅リフォーム工事に係る補助金の交付の対象となる経費は、施工者に発注して実施する20万円以上の住宅リフォーム工事に要する経費のうち町長が認めるものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 住宅用防災機器が設置されていない住宅である場合にあっては、住宅リフォーム工事により設置すること。

(2) 公共下水道の供用が開始されている区域に存する住宅であり、かつ、公共下水道に接続されていない住宅である場合にあっては、住宅リフォーム工事により公共下水道に接続すること。

(3) 過去にこの要綱と同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。

(4) 他の制度による補助金等の交付の対象となっていないこと。

(5) 法令に違反する住宅リフォーム工事でないこと。

2 補助金の補助率は、前項の対象経費の10分の2以内とする。ただし、5万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(ブロック塀等の撤去に係る補助対象経費及び補助率)

第4条の2 ブロック塀等の撤去に係る補助金の交付の対象となる経費は、施工者に発注して実施するブロック塀等の撤去工事に要する経費のうち町長が認めるものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 他の制度による補助金等の交付の対象となっていないこと。

(2) 法令に違反する撤去工事でないこと。

2 補助金の補助率は、前項の対象経費の2分の1以内とする。ただし、5万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅リフォーム工事を行う場合にあっては、坂城町住宅リフォーム補助金交付申請書(様式第1号)に、ブロック塀等の撤去を行う場合にあっては、坂城町住宅リフォーム補助金交付申請書(ブロック塀等用)(様式第1号の2)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事の見積書
- (2) 工事前の状態を撮影した写真
- (3) 対象となる住宅又はブロック塀等設置場所の案内図
- (4) 町税等を滞納していないことを証明する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助事業の内容の変更等)

第6条 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 坂城町住宅リフォーム補助事業変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助事業を中止しようとするとき 坂城町住宅リフォーム補助事業中止承認申請書(様式第3号)

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、坂城町住宅リフォーム補助事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事の施工者との契約書及び施工者の発行した領収書の写し
- (2) 対象となる工事部分の施工中及び施工後の状態を撮影した写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の請求は、[規則第13条](#)に規定する補助金等確定通知書の交付を受けた日から起算して10日を経過する日までに、坂城町住宅リフォーム補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出して行わなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日に、その効力を失う。

附 則(平成30年12月3日告示第32号)

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(令和3年3月23日告示第15号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式(省略)